

市有財産へのコインベンダー式複合機設置及びキッチンカーによる飲食物販売に係る質問書に対する回答

No.	項目 (ページ数等)	質問内容	回 答
1	<p>「市有財産へのコインベンダー式複合機設置及びキッチンカーによる飲食物販売事業者募集要領」 11ページ 【コインベンダー式複合機の仕様及び保守管理等】 1 複合機及びコインベンダーの基本仕様 (2) コインベンダーの基本仕様</p>	<p>動作モードについて、有料複写と無料複写をサービスキー等で切り替えとあるが、無料複写の枚数はどのくらいか？ また、無料複写とはどのようなときに、誰の判断で行うのか？</p>	<p>無料複写サービスの使用については、災害発生時等に区民サービスとして、提供する場合を想定しています。 通常では、利用することがなく、また利用するにはまとまった利用が見込まれることから、無料複写サービスの使用の際には本市からの打診により事業者と別途契約を締結し、利用数相当額を本市が負担します。</p>
2	<p>「市有財産へのコインベンダー式複合機設置及びキッチンカーによる飲食物販売事業者募集要領」 14ページ 【キッチンカーによる飲食物販売の実施概要】 4 管理運営上の遵守事項</p>	<p>① 出店日計画が、月火木の週3日程度とあるが、これらの日が祝日の場合、次の日にスライドとなるのか？その日の出店自体がなくなるのか？ ② 出店計画は、事業者側で週3の場合や、週1の場合、特定の週は出店しないということは可能か？ ③ 自社キッチンカーの出店ができない場合、協力者のキッチンカーを出店させることは可能か？ ④ 4週間前までに 販売希望開始日から12ヶ月間までの事業概要説明書の提出とあるが、説明書とはどのようなものか？ ⑤ 今後、緑区役所内での他業者飲食店販売の計画はあるか？</p>	<p>① 実施日のスライドを含む祝日の代替出店日はございません。出店自体がなくなるものとします。 ② 要領でお示しした実施日を最大出店日数の目安としていただき、事業者側で出店日数を減らすことは可能です。 ただし、落札事業者の出店回数が継続して週1日未満に減る等により、当該事業の継続に支障があると判断される場合には、別途事業者を募る場合がございます。 ③ 要領に記載した諸条件を満たしていれば可能です。 ④ 販売品目及び販売価格、実施時間、地産地消に係る事項、販売希望日について記載いただきます。 指定の様式はございませんが、必要項目を記載したひな形をご用意します。 なお、最初の出店につきましては、落札後の日数が短いことから、出店日前日までの提出で構いません。 ⑤ 現時点で計画はございません。 ただし、落札事業者の出店回数が継続して週1日未満に減る等により、当該事業の継続に支障があると判断される場合には、別途事業者を募る場合がございます。</p>